

耐震診断が終わった皆さんへ

**耐震化に必要な
費用補助制度の
ご案内です**

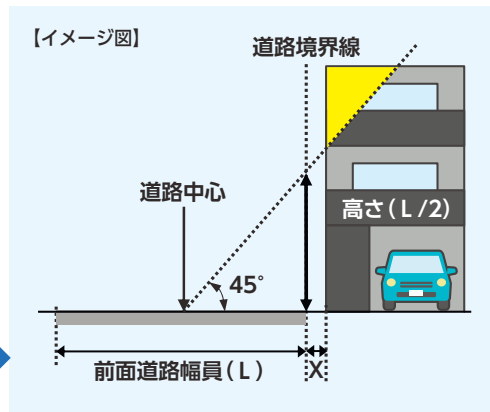
**静岡県では
大地震直後の迅速な対応のために
緊急輸送ルートなど沿道建築物の
耐震化を進めています**



沿道建築物とは…

※緊急輸送ルート等の沿道建築物
(次の全てに該当するもの)

- 静岡県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの
- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したもの(旧耐震基準建築物)
- 地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の過半を閉塞するおそれのあるもの



これまでの県及び市町取組

耐震診断の義務化
(R1.4)

診断結果報告期限
(R4.3)

診断結果を公表
(R5.1)

沿道建築物の耐震化に向けて

県及び市町



アンケート等の実施

耐震化への意向、アドバイザー派遣の要望



調査結果の集計

要望の有無に応じて、アドバイザー派遣を実施

補助制度の実施・創設

- 耐震補強計画(設計)
- 耐震改修(補強・建替)
- 除却工事(解体)

補助申請

補助金の交付

建物所有者

アンケートへの回答



次のステップ

耐震補強計画の策定

耐震改修工事の実施

※「耐震補強計画の策定」と「耐震補強工事の実施」は法に基づく努力義務となります。

◆静岡県では、防災上重要な道路として定めた緊急輸送ルート等の沿道建築物について、耐震診断結果を県及び関係市町のホームページにて公表しています。

◆現在、各市町と連携して、耐震性能が不足している建築物を対象に、次の段階となる「耐震補強計画」及び「耐震補強工事」に係る費用への補助を行っています。

◆耐震化に向けた各種相談対応として、アドバイザー派遣制度も御活用ください。

アドバイザー派遣を活用すれば
不安な点を解消できます



工事費用はどれくらいかかるのか



工事の内容や建替えのイメージ



どれくらいの期間の工事になるか

など

補助率

耐震補強計画

国
1/2

県
1/4

市町
1/4

10/10 補助 (限度額以内であれば)

耐震改修、建替、解体

国
2/5

県
1/5

市町
1/5

自己負担
1/5

4/5 補助 (限度額以内であれば)

各市町により補助制度は異なります。まずは、お住まいの市町担当課へ電話でお問い合わせください。